本号で公布された法令のあらまし

◇沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令及び沖縄弁護士に関する政令の一部を改正する政令（政令第八五号）（法務省）

一　沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正関係

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三七号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　沖縄弁護士に関する政令の一部改正関係

整備法の施行に伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　附則

この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）

四　施行期日

この政令は、整備法の施行の日（令和元年九月一四日）から施行することとした。ただし、第二条の規定は、一部の改正規定を除き、整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年一二月一四日）から施行することとした。

◇塩事業法施行令の一部を改正する政令（政令第八六号）（財務省）

1　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三七号）の規定による改正後の塩事業法の規定の適用について所要の規定の整理を行うこととした。（第三条関係）

2　この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月一四日）から施行することとした。

◇高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第八七号）（経済産業省）

1　消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、製造保安責任者試験に係る手数料の額を引き上げることとした。（別表第二関係）

2　消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、容器検査等に係る手数料の額を引き上げることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、令和元年一〇月一日から施行することとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第八八号）（経済産業省・環境省）

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正関係

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令等の一部改正関係

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令、特定家庭用機器再商品化法施行令及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令において定められている成年被後見人等に係る欠格条項の適正化を図ることとした。（第二条～第四条関係）

三　施行期日

この政令は、整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年一二月一四日）から施行することとした。

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第八九号）（内閣府本府）

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四一号）の施行期日は、令和元年九月七日とすることとした。

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（内閣府本府）

1　題名

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二五年法律第六四号。以下「法」という。）第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令（平成二六年政令第五号）の題名を「子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令」と改めることとした。（題名関係）

2　一人親世帯の貧困率

法第八条第二項第二号の「一人親世帯の貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある一人親世帯（一八歳以上六五歳未満の者が一人及び一八歳未満の者が少なくとも一人属する世帯をいう。）に属する者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が一人親世帯に属する者の総数のうちに占める割合をいうこととした。（第二項関係）

3　生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率

法第八条第二項第二号の「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とは、被保護者であってその年度に高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程を卒業した者及びこれに相当する者として厚生労働大臣が定めるものの総数のうちにその年度の翌年度に大学又は専修学校の専門課程に入学した者及びこれに相当する者として厚生労働大臣が定めるものの数の占める割合をいうこととした。（第四項関係）

4　この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四一号）の施行の日（令和元年九月七日）から施行することとした。

◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令（政令第九一号）（国土交通省）

一　建築基準法施行令、建設業法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三七号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第一条、第三条及び第四条関係）

二　空港法施行令の一部改正関係

地方管理空港における空港機能施設事業における成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化を図ることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、整備法の施行の日（令和元年九月一四日）から施行することとした。